

令和3年3月29日

「検査済証等の交付を受けていない建築物の増築等のための適法性の判断に関する
取扱い要領～法第20条関係～」の作成について

日ごろより、神奈川県建築行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、神奈川県建築行政連絡協議会構造部会では、年々高まる既存建築ストックの活用に関するニーズに対して、既存建築物の増改築や用途変更が円滑に行われるよう、検査済証等の交付を受けていない建築物の増築等のための適法性の判断に関する取扱い要領を作成いたしました。

本要領は、検査済証等の交付を受けていない既存建築物において、建築基準関係規定のうち、構造耐力（建築基準法第20条）の法適合状況を調査するための一つの方法として取りまとめたものです。神奈川県内において検査済証等の交付を受けていない既存建築物の増改築や用途変更の際には、本要領をご活用いただければ幸いです。

なお、指定確認検査機関を活用した建築基準法適合状況調査のためのガイドライン（平成26年7月 国土交通省）や本要領に沿った方法で適法性調査を行う場合は、原則、特定行政庁との協議・報告は必要ないものと考えられます。ただし、調査の結果、法適合に疑義が生じる場合等、特定行政庁との協議等が必要となる場合は指定確認検査機関より各特定行政庁にお問合せください。

なお、確認申請時に本要領を活用される場合は、法適合状況調査を行う前に確認申請先にご相談ください。

以上

神奈川県建築行政連絡協議会 構造部会